

農区を核とした長門市三隅地域の営農体制の確立とネットワーク化―山口県の集落営農の方向性とは―

山口県長門農林事務所 依頼研究員
吾郷智之

はじめに

山口県長門市三隅地域では、昭和 50 年代に旧町内を 7 ブロックに分けた「農区」制度が発足しましたが、平成に入ると当初の理念から後退し、農区制度の機能は転作の配分調整が主なものとなりました。そうした中、経営所得安定対策等大綱が決定されたことを契機に、農区制度を生かしつつ三隅地域全域をカバーできる体制整備を図り、設立された法人の早期経営安定のため土地利用型作物の効率的な取組や経営安定・多角化が喫緊の課題であったことから、法人組織のネットワーク化による効率化を推進し、三隅地域の永続的な営農体制の整備が図られました。

山口県では、集落営農法人等を核とした産地構造への改革及び設立された特定農業法人（平成 22 年 8 月末：88 法人）の経営確立・安定化を図るため、複合化・多角化を積極的に推進し、持続可能な担い手確保・育成に取り組むことが喫緊の課題となっていることから、長門市三隅地域の事例をモデルとして山口県の集落営農の今後の方向性について検討を行いました。

1. 山口県の現状

県土の約 7 割が中山間地域であり、基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の割合は 74.1%、平均年齢は全国平均を大きく上回る 69 歳に達しています（2005 農林業センサス）。

また、耕作放棄地も増加し、米価も下落する中で、県内食料自給率も全国平均を下回っていることから、山口県は全国の農村がいずれ経験する現実を先駆けて体現しており、県内食料自給率の向上が急務であると言えます。

2. 農区と支援センター

昭和 50 年代に山口県長門市三隅において、行政主体により地縁的な数集落で構成された、7 つの農区が形成され、ブロックローテーションの実施等効率的な営農体制が構築されました。

しかし平成 5 年を境に、転作緩和や JA 広域合併に伴う機械銀行の活動停止により農区機能は

低迷し、各地区の状況把握も困難になりました。

そのような状況の中、平成 13 年に行政による働きかけと農家からの要望により、農家の相談窓口として地区農業支援センターが設置されることとなりました。

3. 集落営農法人の設立と成果

平成 16 年以降の各種対策への対応として、支援センターを核として組織経営体の育成が図られ、地域農業の維持・継続に向けた取組が行われました。三隅地区では今一度農区を見つめ直し、農区を単位として営農体制の再整備に向けて活動を実施しました。

支援センターで各農区の熟度に応じた支援を実施した結果、5 つの特定農業法人が設立され、現在では、「商品としてのものづくり」を基本とした、結びつき米や大豆等の生産が行われるようになりました。

4. 法人間の連携

平成 20 年 8 月に「商品としてのものづくり」を主体として、長門管内法人及び特定農業団体で構成する長門大津地区農業法人連絡協議会が設立され、各種研修会が実施されています。

5. 3 階建営農の提案

設立された法人では、複合化・多角化が進んでいますが、従事分量配当が基本となっており、単独法人では周年雇用に向けた収益と場を供給するに至っていないのが現状です。そのため、既存の「守り」の集落営農の機能に加え、年金未取得者等若者に対し、魅力的な（儲ける）経営体となる為に、「攻め」の機能として法人協議会が任意組織からのステップアップを図り、新たな人材雇用の場や集出荷団体として 3 階部分の機能を付加することが求められると考えられます。

おわりに

長門の事例より、山口県には集落営農法人を核とした農業構造への転換と集落営農法人を核とした産地構造への改革が求められます。

「学校・店・病院」を最小エリアとした守りとしての集落営農の上に、魅力ある「経営体」としての法人協議会とそれに係る各種機能の付加については、今後も地域で検討を行いつつ支援を行う必要があると考えられます。